

介護保険認定に係る申請書の受付について

下野市における介護保険認定申請については、下記の取り扱いとなります。

窓口受付（本人・家族等）

【新規・区分変更申請】

- ①原則として申請書を市に提出した日が申請年月日となります。
- ②ただし、申請を行いたい日が閉庁日であった場合は、次の開庁日に提出することができます。
- ③介護認定の申請は、申請の理由が生じた日に行うことが適当とされるため、申請書に記載した申請年月日よりも前に提出を行うことはできません。（理由が生じる前に事前提出を行うことは認めない。）

例	申請書の申請年月日	実際に市に提出した日	受付の可否	取扱い
①	4月1日（月）	4月1日（月）	○	4月1日（月）付の受付
		4月2日（火）	×	4月2日（火）付の受付
②	3月31日（日）	4月1日（月）	○	3月31日（日）付の受付
		4月2日（火）	×	4月2日（火）付の受付
③	4月2日（火）	4月1日（月）	×	4月2日（火）付で受付

【更新申請】

○法により原則として認定有効期間満了の60日前（2か月前）から申請を受け付けます。

なお、更新申請の場合は申請年月日に関わらず、市に提出した日を申請日として取り扱います。

郵送受付（本人・家族等）

【新規・区分変更申請】

- ①原則として、市に申請書が届いた日を受付日とします。
- ②ただし、郵送物の消印の日付が申請書の申請年月日と同一である場合は、申請書の申請年月日を受付日とします。

例	申請書の申請年月日	郵送物の消印の日付	市に届いた日	取扱い
①	4月1日（月）	4月3日（水）	4月5日（金）	4月5日（金）付受付
②	4月1日（月）	4月1日（月）	4月3日（水）	4月1日（月）付受付

※郵送にて申請書をお送りいただく際は、必ず封筒に差出人の情報を記載してください。

【更新申請】

○法により原則として認定有効期間満了の60日前（2か月前）から申請を受け付けます。

なお、更新申請の場合は申請年月日に関わらず、市に申請書が届いた日を申請日として取り扱います。

★事業所等による代行申請★

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護施設等による申請の場合は、本人から依頼を受けて申請を行うまでの時間を考慮し、下記の取扱いとさせていただきます。

窓口受付

【新規・区分変更】

- ①申請書の申請年月日（本人から依頼があった日）の翌日までに市に申請書を提出してください。
- ②市に提出する予定の日が閉庁日であった場合は、次の開庁日に提出することができます。
- ③申請書の提出は、本人による提出と同様、申請年月日よりも前に提出を行うことはできません。（理由が生じる前に事前提出を行うことは認めない。）

例	申請書の申請年月日	実際に市に提出した日	受付の可否	取扱い
①	4月1日（月）	4月1日（月）	○	4月1日（月）付の受付
		4月2日（火）	○	
		4月3日（水）	×	
②	3月29日（金）	4月1日（月）	○	3月29日（金）付の受付
	3月31日（日）		○	3月31日（日）付の受付
	3月29日（金）	4月2日（火）	×	4月2日（火）付の受付
	3月31日（日）		×	
③	4月2日（火）	4月1日（月）	×	4月2日（火）付で受付

【更新申請】

○更新申請の場合は、本人提出と同様に認定有効期間満了の60日前（2か月前）から申請を受け付け、申請年月日に関わらず市に申請書を提出した日を申請日として取り扱います。

郵送受付

【新規・区分変更申請】

- ①原則として、申請書が市に届いた日を受付日とします。
- ②ただし、郵送物の消印の日付が申請書の申請年月日の同日または翌日であった場合、申請書の申請年月日を受付日とします。

例	申請書の申請年月日	郵送物の消印の日付	市に届いた日	取扱い
①	4月1日（月）	4月3日（水）	4月5日（金）	4月5日（金）付受付
②	4月1日（月）	4月1日（月）	4月3日（水）	4月1日（月）付受付
	4月1日（月）	4月2日（火）	4月4日（木）	

※郵送にて申請書をお送りいただく際は、必ず封筒に差出人の情報を記載してください。

【更新申請】

○更新申請の場合は、本人提出と同様に認定有効期間満了の60日前（2か月前）から申請を受け付け、申請年月日に関わらず市に申請書が届いた日を申請日として取り扱います。